

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月11日

八百津町

農業の有する多面的機能の発揮に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同法第8条第4項で準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]